

東広島市社会資本未来プラン

～社会資本の整備に関する基本方針～

令和7（2025）年4月

東 広 島 市

目 次

第 1 章 計画の概要

1 計画の背景と目的	1
2 計画区域	1
3 計画期間	1
4 計画対象	1
5 計画の位置付け	2

第 2 章 社会資本整備の取組方針

1 将来都市像	3
2 社会資本整備の基本方針	4
3 施策体系	6
4 事業展開の在り方	8

第 3 章 分野別の取組方針及び取組施策

1 本市の社会資本整備	10
2 道路	11
2-1 都市計画道路（街路）	11
2-2 幹線市道	29
2-3 生活道路	60
2-4 農道・林道	62
2-5 長寿命化計画（橋梁・トンネル・横断歩道橋）	64
2-6 道路附帯施設	68
3 公園	70
4 土地区画整理	75
5 地区計画	81
6 下水道（污水）	86
7 防災・減災	93
8 主な取組施策の事業箇所	105

参考資料

用語集	120
-----	-----

第1章 計画の概要

1 計画の背景と目的

道路・公園・河川・下水道・港湾等の社会資本は、日常生活や経済活動における基盤となる公共施設であり、その整備は生活の質や安全性を向上させるだけでなく、経済的な活動や観光資源としての地域の魅力を向上させる等の効果もあります。

本市の社会資本整備は、第五次東広島市総合計画（以下「総合計画」という。）が目指す姿の実現に向けて、計画的な事業展開の推進に努めてきました。一方で、人口減少・少子高齢化社会の到来、頻発化・激甚化する災害、加速する社会資本の老朽化、デジタル技術の普及・進展及び市民が求める価値観の多様化等、社会資本を取り巻く環境は大きく変化しています。

このような中、限られた財源において、時代の変化や新たな課題に対応する持続可能で質の高い社会資本整備を推進することを目的として、社会資本の整備に関する基本的な取組方針等を示す「東広島市社会資本未来プラン（以下「本計画」という。）」を策定することとしました。

なお、本計画では、市民をはじめ多くの方々が本市の社会資本整備について関心や共感を持てるよう、分野ごとの取組等をできるだけ分かりやすく記載しています。

2 計画区域

本計画の対象区域は、東広島市全域とします。

3 計画期間

本計画の対象期間は、令和7（2025）年度から令和12（2030）年度までとします。

4 計画対象

本計画の対象は、建設部・都市交通部・下水道部・産業部が所管する社会資本整備事業のうち、「道路、公園、土地区画整理、地区計画、下水道、防災・減災に関する事業（日常的な維持管理事業や建築物の建築を主とする事業を除く）」とします。

5 計画の位置付け

本計画は、総合計画が目指す姿の実現に向けて、計画期間内に建設部・都市交通部・下水道部・産業部が取り組む社会資本整備について、取組の方向性等の基本方針及び取組概要を示すものです。

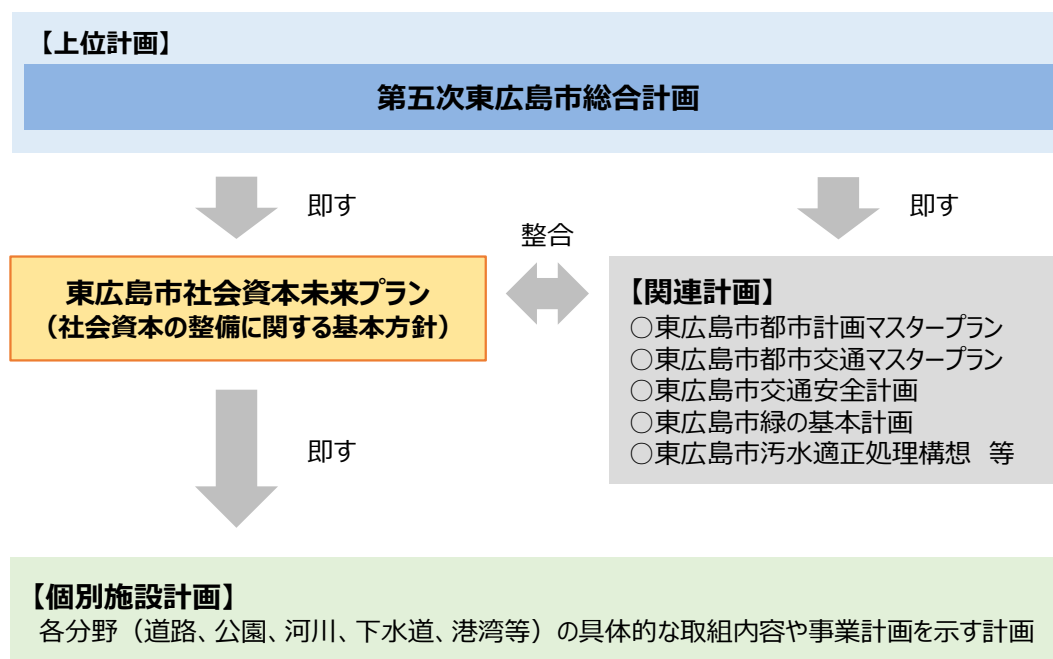


図 計画の位置付け